

# 宮崎県賃上げ対応緊急支援金支給要領

令和 8 年 4 月 1 日  
商工観光労働部雇用労働政策課

## 第 1 趣旨

県は近年の最低賃金の大幅な引上げに対応した県内中小企業等における経営への影響を緩和するとともに、雇用維持を促進するため、予算の範囲内において、労働者の賃上げを行った県内中小企業等に対して、宮崎県賃上げ対応緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その給付については、この要領に定めるところによる。

## 第 2 定義

この募集要領における、用語の定義は次のとおり。

- (1) 「賃金」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう（諸手当は除く。）。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。
- (3) 「中小企業者の範囲で事業を営む者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項において「会社」を「法人」と読み替えた場合に、同項各号のいずれかに該当する者とする。なお、資本金がない法人については、資本金は 0 円であるものとみなす。
- (4) 「個人事業主」とは、宮崎県内税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (5) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
  - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
  - ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (6) 「非正規雇用労働者」とは、前項に規定する者以外の者をいう。
- (7) 「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等
  - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本号アからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者等
  - オ 本号アからウの中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (8) 「常時使用する労働者」とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるもの全てに該当しない者をいう。
  - ア 会社役員、個人事業主

- イ 日々雇い入れられる者
  - ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者
  - エ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (9) 「公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当しない法人をいう。
- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。
  - イ 常時使用する労働者の数が300人以下であること。

### 第3 支給対象事業者の要件

支援金の支給対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。
    - （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
    - （イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
    - （ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
    - （エ）宮崎県が設立した法人
    - （オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
    - （カ）みなし大企業
    - （キ）公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
  - イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。
  - ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
  - エ 宮崎県税に未納がないこと。
  - オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
  - カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
  - キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
  - ク 対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
  - ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
  - コ 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていないこと。

(2) 申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 宮崎県内税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業の範囲で事業を営む者であって、本条第1号ウからコの全てに該当すること。

#### 第4 支援金支給要件

支援金の支給の対象となる賃金の引上げ及び雇用労働者並びにその他の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和7年3月31日時点で時給1,022円以下の雇用労働者の賃金を、令和7年11月16日（最低賃金適用日）までに時給1,023円（令和7年度最低賃金額）以上に引き上げたこと。

(2) 対象となる雇用労働者が、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者であること。ただし、週所定労働時間が20時間以上であること。

(3) 事業所内の全ての労働者の賃金が最低賃金額以上であること。

(4) 引き上げ後の賃金水準以上を本支援金の支給決定から1年間継続する見込みがあること。

(5) 対象の雇用労働者について対象期間を同じくする賃上げを目的とした他の助成金等を受給していないあるいは受給予定がないこと。

（例）国のキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）や、介護職員等処遇改善加算など。

#### 第5 支給額

支援金の支給額は、7万円に上記第4の要件を満たす雇用労働者数を乗じて得た額とする。ただし、1事業所あたりの上限額は350万円とする。

#### 第6 申請受付期間

令和8年5月上旬（予定）から令和8年9月30日（水）まで

※ 予算額に達した場合は、前倒しで申請受付を終了する。

#### 第7 申請手続き

対象事業者は、支援金の申請をする際は、特設サイト上の申請フォームから、必要事項を入力の上、以下の書類を添付しなければならない。

(1) 申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 支給対象労働者一覧

(3) 支給対象労働者に係る労働条件変更通知書の写し又は雇用契約書の写し

(4) 支給対象労働者に係る賃金台帳の写し（令和7年3月分、11月分、申請月分の給与を確認できるもの）

(5) 口座振替依頼書（様式第2号）又は口座振替依頼書兼委任状（様式第3号）

(6) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

(7) 法人の場合は、履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの）

(8) 個人事業主の場合は、直近の確定申告書（「青色申告」又は「白色申告」）の

写し

(9) その他知事が必要と認める書類

※ 原則は申請フォームからの申請とするが、事業者側にやむを得ない事情等がある場合、書面（郵送）での申請を可能とする。

## 第8 申請受付から支援金の支給までの流れ

- (1) 申請者が申請フォームに入力したメールアドレス宛てに、事務局から申請受付の連絡を行う。
- (2) 申請内容に基づき、事務局及び県で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により連絡し、必要に応じて書類の修正や追加資料の提出を依頼する。
- (3) 審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し、事務局から支給決定通知書（様式第4号）を送付する。なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し、事務局から不支給決定通知書（様式第5号）を送付する。
- (4) 支給決定通知を送付した申請者に対し、申請者が指定した口座に速やかに振込を行う。

## 第9 支援金の取消し及び返還

知事は、支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その支援金の支給決定を取消し、又は減額し、期限を定めて、支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) この要領の規定に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により支援金の支給を受けたとき
- (3) 支給要件を満たさないことが判明したとき
- (4) その他、知事が適当でないと認めたとき

## 第10 帳簿の備付等

支援金の支給を受けた事業者は、事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

## 第11 調査等

知事は、支援金の支給に関して、必要があると認めるときは、事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

## 第12 支援金に関する事務の委託

知事は、支援金に関する事務を指定公金取扱者に委託することができる。

## 第13 その他

この要領に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。